

(別紙1)

諫早市生成 A I サービス利用環境構築業務 仕様書

1. 業務名称

諫早市生成 A I サービス利用環境構築業務

2. 事業目的

近年、Chat GPT をはじめとする生成 AI が急速に普及し、日常生活において多くの人が活用を始めている。こうした新しい技術を積極的に活用していくことは、効率的に業務を遂行し、作業プロセスを最適化する上で非常に重要なものであり、今後多くの地方自治体で職員の業務効率化や市民サービスの向上を推進するための活用が進んでいくものと考えられる。

本市においても、業務効率化及び市民サービスの向上等を図ることを目的とし、対話型生成 A I サービスを利用可能な環境の構築を行う。

3. 履行場所

諫早市東小路町 7 番 1 号 諫早市役所 外

4. 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5. 機能要件

(1) 利用者数

- ① 利用者アカウント数は 100 アカウント程度を見込む。なお、当該見込みを超えた要望があっても月額固定料金以上の請求が発生しない形でアカウントを登録できることが望ましい。また、メールアカウントについては個人ごとの割り当てがなく、所属ごとの割り当てとなるため、メールアカウントに紐づかないアカウント発行ができることが望ましい。
- ② 同時利用ユーザ数は 50 アカウント程度を見込んでおり、この人数が利用しても支障がないようにすること。

(2) 利用トークン数

- ① 月間の想定利用トークン数は、500 万トークン程度を見込む。当該見込みを超える利用がある場合は、月額固定料金の範囲内で利用が継続できること。なお、月額固定料金の範囲を超える利用がある場合は、利用制限をかける等、月額固定料金以上の請求が発生しない仕様とすること。

(3) 機能

- ① 機能要件は別紙「機能要件一覧」に示す。

6. 利用環境

職員が利用する端末から支障なく利用できること。なお、職員利用端末の仕様は以下のとおりである。

【参考】職員利用端末の仕様

項目	仕様
CPU	Intel Core-i5 第8世代以降
メモリ	8GB以上
ストレージ	HDD：500GB または SSD：500GB
OS	Windows 10 Pro または Windows 11 Pro
ブラウザ	LGWAN 接続系：Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox ＜インターネット閲覧＞ 仮想ブラウザ（Chromium系） インターネット接続系：Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox

7. 運用保守

(1) 稼働時間

- ① 本サービスの稼働時間は、メンテナンス及び障害発生復旧時間を除き、24 時間 365 日とすること。
- ② 稼働時間中は、利用に支障が生じないよう安定稼働させること。

(2) 問合せ対応

- ① 本サービスの利用にあたり、諫早市デジタル推進課（以下「管理者」）からの操作方法等の問合せに対応するための問合せ窓口を設置すること。
- ② 一般職員（以下「利用者」）からの問合せも受け付けられることが望ましい。

(3) 障害対応

- ① SaaS 型の場合はクラウドが使用できない、オンプレミス型の場合はサーバが使用できない等の障害を速やかに検知し、対応すること。
- ② 障害対応にあたっては、速やかに本市に連絡し、復旧に向けた対応を行うこと。
- ③ 障害の内容を調査・分析し、速やかに恒久対応策を立案し、本市の承認を得ること。承認後は、速やかに保守対応を行うこと。

(4) その他

- ① SLA（Service Level Agreement）など一定の品質を保証する基準が導入されていることが望ましい。
- ② 随時システムのバージョンアップ及び瑕疵による修正を実施することが望ましい。

8. 研修・支援

(1) 管理者・利用者マニュアルの提供

- ① 管理者が管理者機能进行操作できるよう「管理者マニュアル」を提供すること。
- ② 利用者が生成AIサービス进行操作できるよう「利用者マニュアル」を提供すること。

(2) 職員研修

- ① 生成AIサービスを利用する職員向けに1回あたり20～50名程度を対象に研修を行うこと。開催方式については、対面・オンラインいずれでも可とする。
- ② 生成AI自体の理解度や操作の習熟度が職員によって異なるとともに、経験が浅い職員が多数いることが操作されるため、理解度・習熟度別研修や研修回数も多く開催することが望ましい。
- ③ 集合研修だけでなく、動画又はeラーニングなどでも提供できることが望ましい。

(3) ガイドライン改定等への支援

- ① 本市が策定している「生成A Iの利用ガイドライン」を改定するにあたり、本市が協力を求めた場合、情報提供等の支援を行うことが望ましい。
- ② 生成A Iの利活用を進めるために本市が取り組むことに対し、本市が協力を求めた場合、必要な支援を行うことが望ましい。

9. 納品物

以下の各種書類を各期限までに紙媒体及び電子媒体（Microsoft Office で閲覧可能な形式または PDF）で本市に納入すること。

納品物	提出期限
① システム構成図等	協議のうえ決定する
② 管理者・利用者マニュアル	協議のうえ決定する
③ 打合せ議事録	打合せ後、5営業日以内

10. 費用の請求

- ① 1か月以上の単位で請求書により請求すること。
- ② 日本国における法定通貨（円）で行うこと。
- ③ 外国為替レートの影響を受けないこと。

11. その他

- (1) 契約は、選定された企画提案書と本仕様書の内容について、改めて発注者と受注者において細部を打ち合わせの上で締結するものとする。
- (2) 受注者は、本仕様書及び関係法令、並びに条例を遵守すること。また、本業務を担当する諫早市デジタル推進課と連携を密にして業務の進捗を図ること。
- (3) 受注者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、発注者と協議のうえ、業務の一部の再委託等により、他の事業者等と連携することができる。
- (4) 受注者は、業務の履行にあたって個人情報を取り扱う際は、諫早市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月22日諫早市条例第20号）に基づき、その取扱いに十分注意し、漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の保護に努めること。
- (5) 受注者は、業務に実施に関して知り得た個人情報及びその他の秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。委託業務終了後においても同様とする。
- (6) 個人情報の保護等については、別記「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するものとする。
- (7) 本業務に関する所有権や著作権は、原則として発注者に帰属することとし、発注者は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。ただし、受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術に関する権利等については、受注者に留保するものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して決定する。